応募締切日 11/_{9(月)}

経営継続補助金2次公募のご案内

○目的

新型コロナウイルスの影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 農業者(個人·法人)

※新型コロナウイルスによる何らかの影響を受けておられる 方が対象です。

○補助上限額

·単独申請

150万円

・グループ(共同)申請

1,500万円

※集落営農法人の場合、1法人としてグループ申請はできません

<補助の対象となる経費>

1経営継続に関する

取組に要する経費

- ①機械装置等費
- ②広報費·展示会等出展費
- ③旅費
- 4開発·取得費
- 5雑役務費
- 6借料
- ⑦専門家謝金・専門家旅費
- ⑧設備処分費
- ⑨委託費·外注費

補助率 3/4 補助上限額 100万円 (単独申請の例)

②感染拡大防止

の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦ P R費用

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中(原則、令和3年2月末まで)に 支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

詳細は裏面へ



- Q どのような農家が事業を利用できますか?
- A 新型コロナウイルスの影響を受けた方が、経営 継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金 です。また、「支援機関」となる当JAから、 計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援 する旨の支援機関確認書の交付を受けることが 必要です。
- Q 申請の際にどんな書類が必要ですか。
- A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、 ④補助金交付申請書、⑤車両購入の理由書 (車両購入する場合のみ)が必要です。この他、 直近の確定申告書類(第一表、第二表、収支内 訳書又は青色申告決算書)、新規就農者等は開 業届の添付が必要となります。

提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

Q 軽トラックの購入費用は、対象になりますか?

A 軽トラックは補助対象経費には含まれますが、 「感染時の業務継続体制の構築」のための経費 には含まれません。申請される際には、別の取 組に係る経費で1/6の要件を満たしていただ きます。また、「車両購入の理由書」を別途提 出する等、いくつかの要件を満たす必要があり ます。 軽トラのみの申請は不可!

- Q 審査はどのような形で採点されますか。
- A 審査に関しては、補助金事務局による申請書類の 確認といった「要件審査」、外部専門家による経 営計画書の内容を精査する「加点審査」の2つの 審査により採点されます。

なお、支援機関は審査には一切関与できないため、 審査結果において、当JAは一切責任を負いません ので、ご了承ください。

対象者

農業を営む個人または法人 (農事組合法人、株式会社等)

- ※常時使用する従業員数が20人以下であること ※申告書等で農業所得があることを証明できる方
- ※中口音寺で辰未州侍がめることを証明できる方

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率:3/4 上限:100万円

- (1)経営計画に基づいて実施する経営維持の取組 ①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復の ための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の 促進 など
- ※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす 生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の 構築」に充てる必要があります。

補助率:定額 上限:50万円

- (2)(1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組
 - ・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費
 - ※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【受付期間】 第<u>2回:令和2年10月26日(月)~11月9日(月)</u>

※第1回目の申請で採択された方は対象外です。

【実施期間】令和2年5月14日(木)~令和3年2月28日(日)

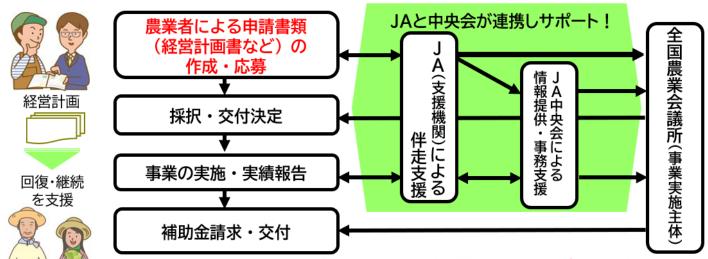
※実施期間中に契約等で経費が発生し、支払が完了した経費が補助対象です。 5月13日以前に発注されるなど、事前着手された経費は補助対象外です。

【採択通知】未定

【実績報告期限】令和3年3月5日(金)

※事業実績報告書の提出後に補助金が振り込まれます。

【事業の流れ】



※しがの農業経営相談所も支援機関としてサポートを行います。

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン

自走式草刈り機



野菜苗移植機



<注意事項>

- ①1次応募で採択された方は、2次公募の申請ができません。
- ②<u>審査の結果、不採択となった場合であっても、当JAでは、</u> 一切責任を負いません。
- ③<u>申請にあたっては、農業者(申請者)自ら経営計画書等の</u> 申請書類を作成していただく必要があります。
- ④事業実施期限が令和3年2月28日(日)であり、採択通知の後の期間が相当短くなることが想定されます。 経営継続補助金の活用の有無にかかわらず、事業の実施を予 定されている方につきましては、全額自己負担になる可能性

<u>定されている方につきましては、全額自己負担になる可能性がありますが、採択通知を待つことなく速やかに対応していただくことを推奨します。</u>

<応募に関する問い合わせ先> **ふ**レーク伊吹

JAレーク伊吹

経済センター 営農企画課又はTAC・営農経済渉外まで **〒526-0828** 長浜市加田町3143

TEL:0749-63-2101

ホームページ http://www.ja-lakejbuki.or.jp/

しがの農業経営相談所(事務局)

〒520-0807

〒520-8577

滋賀県大津市松本1丁目2-20 一般社団法人滋賀県農業会議 滋賀県農政水産部

滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL:077-523-2439

農業経営課地域農業戦略室

TEL:077-528-3845

<補助金に関する全般的な問い合わせ先>

経営継続補助金事務局相談窓口(一般社団法人全国農業会議所) TFI:03-6447-1253

※このチラシは令和2年度経営継続補助金(2次募集)【公募要領】(令和2 年10月19日版)に基づき作成しています。

その後、要件が変更された場合はそれに対応した内容になっていま せんので、申請者の皆様は一般社団法人全国農業会議所のホームペー ジから最新の情報を入手した上で対応してください。